

## 病児・病後児 保育事業

3月1日から令和4年度の事前登録を受付します

仕事の都合等で病気のお子さんを面倒みることができない時に、太田小児科医院で一時的に預って保育します。利用したい年度毎にこども課窓口で登録が必要です。

詳しいことは…



こども子育て  
支援ガイド



QRコードが利用できない方は、西原町ホームページ>こども子育て支援ガイド>子育て中の方>病児・病後児保育事業

【お問い合わせ】  
福祉部 こども課 子育て支援係 ☎945-5311

## 児童館マミーキッズクラブ会員募集中

☆対象 0歳から4歳の親子  
☆内容 親子体操やリトミック、親子遠足、運動会、季節の行事イベントなどを行っています。

行事に参加できなくても、保護者の交流や情報交換の場として利用できます。気軽にお越しください。

☆時間 西原・坂田・西原南 毎週水曜日 10:30から11:30  
西原東 毎週金曜日 10:30から11:30

☆マミーキッズクラブ会員になるには？  
お近くの児童館で入会できます。手続きをした児童館での会員登録となります。  
会費は無料ですが、材料費など実費がかかることがあります。  
※曜日や時間に変更になる場合があります。詳しくは、児童館だよりや各児童館にお問い合わせください。

毎月の児童館イベント情報は「児童館だより」で！  
QRコードが利用できない方は西原町ホームページからアクセス  
西原町トップページ>広報・情報公開>児童館だより



## ファミリーサポートセンター

子どもの一時預かりや、保育施設への送迎など、地域で行っている子育て支援です。

利用前に、「与那原・西原・中城ファミリーサポートセンター」で会員登録が必要です。

詳しいことは…



こども子育て  
支援ガイド



QRコードが利用できない方は、西原町ホームページ>こども子育て支援ガイド>子育て中の方>ファミリーサポートセンター

【お問い合わせ】  
与那原・西原・中城ファミリーサポートセンター ☎988-1914

## 保育士等の募集について

町内認可保育園にて令和4年度の保育士等を募集しております。

保育士の方、保育に興味のある方、西原町の保育園で働いてみませんか？

お申し込みは、各園に直接お問い合わせください。

### ●募集保育園

園名	TEL	募集
町立坂田保育所	945-5011	○保育士
私立小川保育園	946-6057	
私立さくらんぼ保育園	946-1340	
私立西原保育園	943-3727	
私立こぼとけがふ保育園	946-5817	
こぼとけ保育園(小規模保育)	945-6828	
キティーハウス(事業所内保育)	943-0011	
私立愛和保育園	945-4418	
私立さざなみ保育園	945-1164	
私立西原百合保育園	945-4534	
私立さわふじ保育園	946-2540	○保育士 ○子育て支援員の研修を終了した方
私立さうんど保育園	945-2397	
うえはら保育園(小規模保育)	917-4234	○保育士 ○子育て支援員の研修を終了した方 ○今後、研修等を受けて保育に携わっていただきたいとお考えの方
私立善隣幼稚園(認定こども園)	944-5344	

## 令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

申請期限  
間近!

申請期限:令和4年3月31日(木)(※必着)

※令和4年3月生まれの方は令和4年4月15日(金)まで

1. 支給対象者(支給要件)  
以下のいずれかに該当する児童を養育する保護者(主たる生計維持者)  
※支給には所得制限があり、所得制限限度額を超える方は対象外になります。

詳しくは、西原町ホームページをご覧ください。

①令和3年9月分の児童手当の支給対象児童

②令和3年9月30日時点で高校生等の児童<sup>※1</sup>

③令和4年3月31日までに出生した児童

<sup>※1</sup>高校生等とは  
平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの方で、配偶者を有していない方です。

高校に在学していない社会人等も対象になります。

2. 支給額  
対象児童(高校生)1人につき、10万円です。

3. 申請が必要な方・申請方法  
①高校生のみ養育している父母等  
②公務員など職場から児童手当を受給している方

給付金を受け取るには、申請が必要です。  
申請書に必要書類を添付してこども課窓口へ直接、または郵送でご提出ください。

詳細は西原町ホームページを確認してください。  
給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。

【送付先】〒903-0220 西原町字与那城140-1  
西原町こども課 宛

【お問い合わせ】西原町福祉部 こども課 子育て支援係  
☎098-945-5311

「子育て世帯への臨時特別給付金」の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。  
不審な電話や郵便があった場合は、西原町こども課や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

令和3年度の住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金給付が始まっています。

### 【申請期限】

- ①住民税非課税世帯 → 町が確認書を送付してから3か月程度  
※対象者と思われる世帯に2月中旬にご案内しています
- ②家計急変世帯 → 令和4年9月30日まで(申請が必要です)  
※申請書類を窓口で配布しています  
※詐欺被害にご注意ください!

不審な電話や郵便物等については、消費生活センターや警察署などにご連絡ください。

【西原町臨時特別給付金プロジェクトチーム ☎098-970-8433】



お手続きは  
お済みですか？



## 令和4年度 就学援助のお知らせ

西原町教育委員会では、小中学校に通学する児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費など学校教育に必要な費用の一部を援助する就学援助制度を実施しています。

### 援助の対象者

西原町に住所を有し小中学校に在籍する児童生徒の保護者、又は、町外に住所を有し西原町立小中学校へ在籍する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当する方

- (1) 生活保護を受けている方(要保護)
- (2) 生活保護を受けていないが、これに準ずる程度に生活が困窮していると認められる方(準要保護)

＜準要保護の目安となる収入額＞ ※生計を同一にしている方全員の収入合計額が審査対象となります。

世帯人数	世帯構成	収入合計額	
		認定世帯①	認定世帯②
2人	親1人、小学生1人	約180万円未満	約230万円未満
3人	親1人、小学生1人、中学生1人	約250万円未満	約320万円未満
4人	両親、小学生1人、中学生1人	約300万円未満	約380万円未満
5人	両親、小学生2人、中学生1人	約360万円未満	約450万円未満
6人	両親、小学生2人、中学生2人	約420万円未満	約520万円未満

※上記は目安としての金額です。基準額は世帯構成(人数や年齢)によって異なります。

※町立小中学校以外の学校に在籍している場合や住所が西原町外の場合は、認定基準が異なりますのでお問い合わせください。

### 援助の内容

援助内容は、収入合計額やお子さんの学年に応じて異なります。

認定区分	援助費目
要保護	修学旅行費・医療費
準要保護(認定世帯①)	新入学児童生徒学用品費等(又は入学準備金)・通学用品費・学用品費・校外活動費・修学旅行費・学校給食費
準要保護(認定世帯②)	学校給食費

### 申請手続き

令和4年度に認定を受けていた方も毎年申請が必要となりますのでご注意ください。

申請期間 令和4年4月11日(月)～令和4年5月31日(火)  
(期間を過ぎても申請はできませんが、申請月からの認定となるため、援助額が少なくなります)

提出書類 ①就学援助申請書、②保護者名義の預金通帳の写し、③住民票謄本(マイナンバー記載なし)  
④令和4年度所得課税証明書(各所得控除額なども全て記載されているもの)

※③・④については、収入等世帯の情報を教育委員会が確認することに同意する方は提出不要ですが、令和4年1月1日時点で西原町に住民登録がなかった方は、④の提出が必須となります。6月1日以前に元居住地の市町村から書類を取り寄せて提出してください。

提出先 □町立小中学校に就学している場合→各学校へ提出  
□町立小中学校以外に就学している場合→教育委員会へ提出

留意事項 ①小学新1年生で、令和4年1月に「就学前支給」の申請を行い、認定されている場合は、今回の申請手続きは不要です。(ただし、兄弟がいる場合、当該児童生徒に係る分は学校ごとに申請を行う必要があります。)  
②申請書は町ホームページからダウンロードするか学校又は教育委員会でお受け取りください。

【お問い合わせ】西原町教育委員会 教育総務課 学務係 ☎098-945-5039